

文書番号:CJH99-02	中部国際空港撮影等取扱要領	制 定 日:2005.02.17
改正番号: 7		改 正 日:2024.02.21

中部国際空港撮影取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、中部国際空港（以下「空港」という。）内の中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が所有する土地（以下、会社敷地内）、建物等の施設や設備等で行われる、映画、テレビドラマ、コマーシャル、ウェブメディア等のための動画、写真の撮影等（以下「撮影等」という。）に関する、許可申請手続き、撮影等に係る料金（以下「撮影料」という。）その他必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、別紙1に示す区域内における撮影等について適用する。ただし、空港島内に事業所等有し、かつその事業所等に広報機能を司る組織を有する航空会社等の事業者又は国土交通省大阪航空局及び名古屋税関等の公的機関が、当該事業者又は公的機関が所有する施設並びに設備等で行われる撮影等については適用しない。

2 この要領は、次の各号に掲げる撮影等について適用する。

- (1) 映画、テレビドラマ、コマーシャル（スポットCMを含む）、プロモーションビデオ等の動画撮影
- (2) テレビ局のバラエティ番組や特集番組等の撮影や生中継
- (3) 広告、ポスター、カレンダー、パンフレット、雑誌等の制作のために行う写真撮影
- (4) 企業および公的機関の商用・広報活動を目的としたウェブメディアならびに、ソーシャルネットワーキングサービス等への配信を行うための撮影や生中継
- (5) 教材、その他広報資料等の作成のために行う撮影
- (6) その他（音声録音等）、会社が撮影等と見なすもの

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「制限区域」とは、中部国際空港制限区域安全管理規程（CJL02）（以下「安全管理規程」という。）に定める区域をいう。
- (2) 「報道用腕章（オレンジ）等」とは、会社が安全管理規程に基づき一時的に制限区域内への立入りを承認したことを証し、その立入り理由が撮影等であることを示すための腕章をいう。
- (3) 「広報腕章（白）」とは、会社がこの要領に基づき許可した撮影等であることを示すために貸与する腕章をいう。
- (4) 「撮影者」とは、撮影等を行う制作会社又は撮影等の進行管理及び会社との窓口業務を行うロケーションコーディネーター等をいう。
- (5) 「撮影等参加者」とは、出演者、エキストラ、スタッフ及び広告代理店又はクラ

文書番号:CJH99-02	中部国際空港撮影等取扱要領	制 定 日:2005.02.17
改正番号: 7		改 正 日:2024.02.21

イアント等の撮影等に参加若しくは立会いを行う全ての関係者をいう。

(撮影等可能場所)

- 第4条 撮影等のため使用できる場所は、会社敷地内において、会社が承認した場所に限るものとする。ただし、会社敷地内、若しくは撮影等可能場所の一部に撮影等禁止場所がある場合は、予め、会社はその旨を撮影者に伝えるとともに、撮影者はその指示に従わなければならない。
- 2 会社敷地内における航空会社若しくはテナント等の事業者又は国土交通省大阪航空局及び名古屋税関等の公的機関が所有又は管理する場所については、撮影者が各管理者等に対し当該許可を事前に受けることを条件とする。
 - 3 会社敷地内における中部空港警察署長の許可を必要とする道路については、撮影者が当該許可を事前に受けることを条件とする。
 - 4 会社敷地内における制限区域内については、空港の安全運営に何ら支障がないことを原則とし、会社が安全管理規程に照らし合わせ、撮影等の妥当性をその都度判断するものとする。
 - 5 会社敷地内における料金を規定している施設等については、別途撮影者と会社の所管する部署との間に、使用に関する契約等手続きを行うものとする。

(撮影等許可申請)

- 第5条 撮影者は、電話、メール等で会社に連絡し、希望する撮影等の実施可否について、予め相談をしなければならない。その上で原則として、撮影等を行おうとする日の7営業日前までに、次に掲げる書類（以下、「申請書類」という。）を会社に提出し、その許可を得なければならない。
- ① 中部国際空港内撮影等許可申請書（CJH99-02-様式 01）（以下「申請書」という。）
 - ② 撮影者及び撮影等参加者一覧表（CJH99-02-様式 02）（以下「参加者一覧」という。）
 - ③ 撮影等内容が確認できる企画書等の説明文書
 - ④ 撮影等スケジュールが確認できる進行表などの説明文書
- 2 撮影者は、申請書類の提出方法について、事前に会社に対し確認を行うとともに、その指示に従わなければならない。
 - 3 撮影者は、悪天候などの理由により撮影等ができない場合への対応として、撮影等日の予備日を設ける場合には、予め会社の許可を得なければならない。
 - 4 前項の規定に関わらず、撮影者は申請書提出に代えて電子的方法により申請を行うことができる。

(撮影等許可)

- 第6条 会社は、前条の申請書類を受領した場合に、撮影等の目的、内容、日時、場所及び人員等について審査を行い、その結果を撮影者に通知するものとする。
- 2 会社は、当該撮影等を許可するにあたり、必要な条件を付することができる。この場合にあつては、会社は撮影者に対し、その旨を通知し、合意を得たうえでなければ、許可することができない。

文書番号:CJH99-02	中部国際空港撮影等取扱要領	制 定 日:2005.02.17
改正番号: 7		改 正 日:2024.02.21

(撮影等許可内容の変更)

第7条 撮影者は、許可を受けた撮影等の申請内容に変更が生ずる場合は、速やかに会社に報告し、変更の許可を受けなければならない。ただし、撮影等当日の変更は、原則認めないものとする。

2 会社は、前項の変更について、前条の審査及び通知を改めて行うものとする。

3 撮影者は、第1項に基づく申請については、会社の指示に従わなければならない。

(撮影料)

第8条 撮影者は、撮影料として別紙2に掲げる「基本料金」と「空港施設等使用料」の合計額を会社に支払わなければならない。

2 撮影者は、会社が発行する請求書に基づき、会社が指定する口座に速やかに振り込むものとする。

3 「空港施設等使用料」を算定する場合の撮影等参加者数は、第3条第5項に定める「撮影等参加者」の人数とする。

4 別紙2の「基本料金」における撮影等に要する1日あたりの時間は、機材搬入等の撮影等準備から撮影等終了後の現状回復までに要する時間（以下、撮影等時間帯という）とする。

(撮影料以外の費用)

第9条 撮影者は、会社敷地内における会社が提供する有料貸出施設等を使用する場合は、会社が規定する各施設の使用料を別途支払わなければならない。

2 前項に規定する使用料についてその定めがない施設等を使用する場合は、会社の所管する部署との契約等に基づくものとする。

(撮影料の免除等)

第10条 会社は、次に該当する撮影等については、前条に定める撮影料を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として行うもの

(2) 会社が管理する土地、建物若しくは居室を使用する事業者が、自社の広報や研修のために行うもの

(3) 空港の広報宣伝に資すると認められ、かつ空港の利用促進に繋がることと認められるもの

(4) その他会社が適当と認めるもの

2 会社は、別紙3に示す各号の撮影料免除適用例に照らし合わせ、撮影料免除の妥当性を判断するものとする。

3 会社は、第9条第2項に規定する施設等での撮影等について、その撮影部分についての撮影料を免除することができるものとする。

文書番号:CJH99-02	中部国際空港撮影等取扱要領	制 定 日:2005.02.17
改正番号: 7		改 正 日:2024.02.21

第11条 撮影料は、会社の都合により撮影等を中止する場合を除き、返還しないものとする。ただし、会社が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(延滞金)

第12条 撮影者は、会社への支払いを遅延したときは、その遅延した金額に対し、支払期限の翌日から納入された日までの期間に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を会社に支払わなければならない。この場合の年は365日とする。

2 延滞金に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(現場責任者)

第13条 撮影者は、撮影等を実施するにあたり、現場責任者を定めなければならない。

2 現場責任者は、撮影等を安全かつ円滑に実施するため、撮影者及び撮影等参加者を指揮並びに監督をしなければならない。

(撮影等の実施)

第14条 撮影者は、事前に会社が許可した撮影等日時、場所等で撮影等を実施しなければならない。

2 会社は、撮影者及び撮影等参加者に、「報道用腕章(オレンジ)」又は「撮影腕章(白)」を貸与する。また、現場責任者は、会社が認めた場合を除き、撮影等時間帯においては撮影者及び撮影等参加者に会社が貸与した腕章を必ず着用させなければならない。

3 現場責任者及び撮影者は、会社が貸与した腕章の紛失又は破損が無いよう、責任を持ってその管理に努めなければならない。

4 現場責任者及び撮影者は、撮影等中に事故若しくはトラブルが発生しないよう、必要な処置を講ずるなど、安全管理に努めなければならない。そのために必要な備品並びに警備に要する人員の手配は撮影者が行わなければならない。

5 現場責任者及び撮影者は、撮影等において問題が発生したときは、速やかに会社に報告するとともに、会社の指示に従わなければならない。

(原状回復)

第15条 撮影者は、撮影等終了後の撮影等現場の原状回復並びに清掃等を速やかに行わなければならない。そのために必要な備品並びに清掃に要する人員の手配は、撮影者が行わなければならない。

2 撮影者は、原状回復後の撮影等現場について、会社の確認を受けなければならない。

(撮影等の中止又は延期)

第16条 会社は、撮影等を許可した日時に、国公賓等のVIPによる空港利用、悪

文書番号:CJH99-02	中部国際空港撮影等取扱要領	制 定 日:2005.02.17
改正番号: 7		改 正 日:2024.02.21

天候等による旅客ターミナル等の混雑等が発生した時、撮影等の実施が空港の管理運営上支障が生じ、若しくはその恐れがある場合、撮影前又は撮影中において、撮影等の中止又は延期をさせることができる。

- 2 前項に規定する撮影等の中止又は延期の場合にあっては、撮影者は会社の指示に従わなければならない。撮影者は会社に対しこれにより発生したいかなる損害の賠償も請求をすることができない。

(撮影等の振替)

- 第17条 会社は、会社の都合により撮影等を中止若しくは延期をさせた場合、又は予め撮影予備日を許可した場合においては、当該撮影等日の振り替えを認めるものとする。この場合、当該撮影料を振り替え後の撮影日の撮影料に充てることができる。

(禁止行為)

- 第18条 撮影者及び撮影等参加者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 予め許可を受けた場所以外で撮影等を行うこと。
 - (2) 撮影等のためとして予め許可を受けた場所を、撮影等以外の目的で使用するこ
- と。
- (3) 旅客、送迎人、見学者又は従業員等に対し、迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (4) 会社の許可を受けないで、会社の施設等に商号、商標又は広告その他これに類する表示をすること。
 - (5) 会社の許可を受けないで、撮影等する場所に造作すること。
 - (6) 会社の許可を受けないで、撮影等機材以外のものを持ち込むこと。
 - (7) 会社の許可を受けないで、会社の備品等を使用又は移動すること。
 - (8) 会社の許可を受けないで、会社の電源等の設備を使用すること。
 - (9) 会社の許可を受けないで、立入禁止区域に立ち入ること。
 - (10) その他会社が不相当と判断する行為を行うこと。

(違反した場合の措置)

- 第19条 会社は、撮影者及び撮影等参加者がこの要領に違反したとき、若しくは会社の指示に従わないときは、直ちに撮影等を中止させ退去を求める等、必要な措置を講ずることができるものとする。

(損害賠償)

- 第20条 撮影者及び撮影等参加者が、故意又は過失により撮影等場所、設備等を破損、汚損、亡失、又はその他の行為により、会社、旅客又はその他の第三者に損害を与えた場合は、撮影者は直ちにその旨を会社に報告するとともに、速やかに当該損害を賠償しなければならない。
- 2 撮影者及び撮影等参加者は、旅客、その他の第三者の故意又は過失により生じた損害について、会社に対し当該損害の賠償の請求をすることができない。

文書番号:CJH99-02	中部国際空港撮影等取扱要領	制 定 日:2005.02.17
改正番号: 7		改 正 日:2024.02.21

- 3 前条の措置により、撮影者及び撮影等参加者等に生じた損害について、撮影者及び撮影参加者等は、会社に対し当該損害の賠償の請求をすることができない。

附 則

この要領は、2005年2月17日から適用する。

附 則

この要領は、2010年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、2011年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2013年9月17日から適用する。

附 則

この要領は、2014年4月21日から適用する。

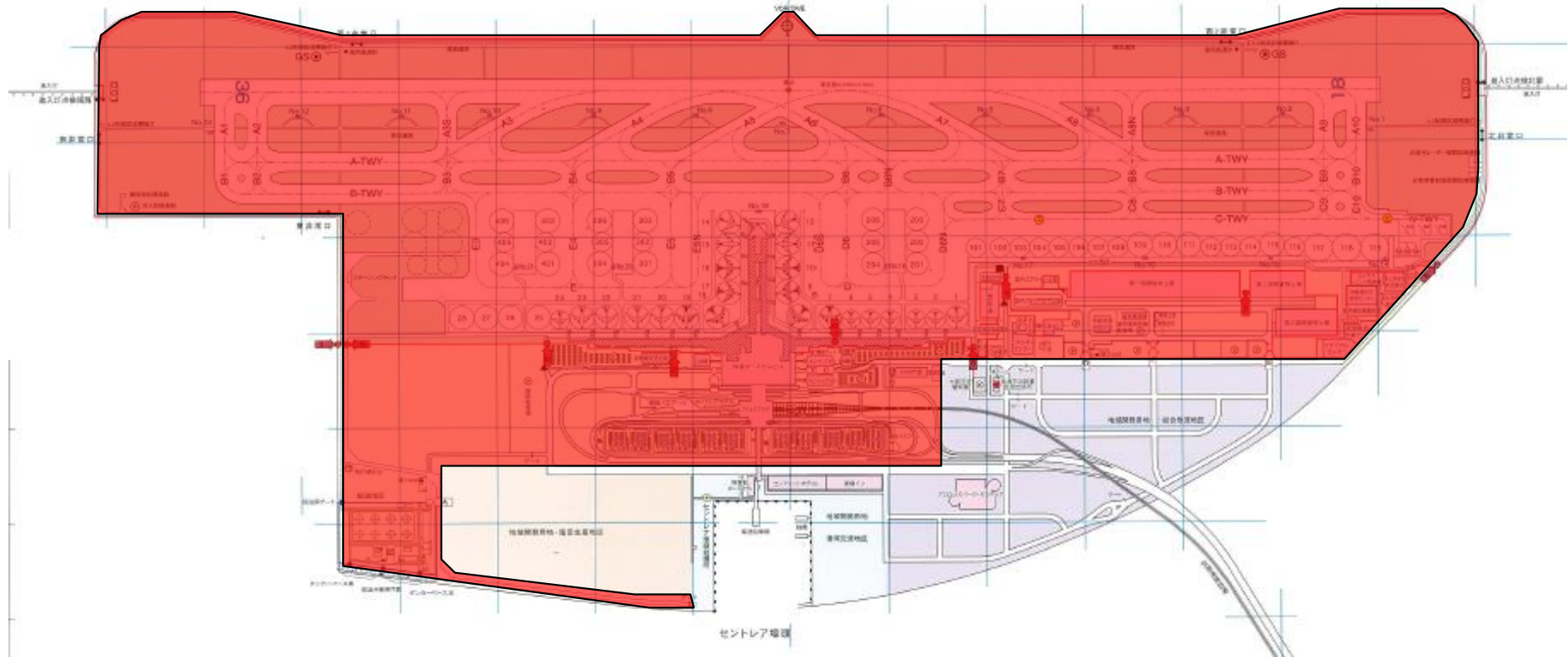
附 則

この要領は、2015年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2020年12月15日から適用する。

文書番号:CJH99-02 別紙1	中部国際空港撮影取扱要領 (要領適用範囲)	改正番号:1	制定日:2013.09.04	改正日:2015.04.01
-------------------	--------------------------	--------	----------------	----------------



凡例: 要領適用範囲

文書番号:CJH99-02 別紙 2	中部国際空港撮影取扱要領 (撮影料単価表)	制 定 日:2013.09.04
改正番号: 1		改 正 日:2015.04.01

撮影料単価表 (第8条関係)

料金区分	撮影に要する 時 間	動 画	写 真
基本料金 (1日につき)	5時間未満	47,620円	23,810円
	5時間以上 10時間未満	95,240円	47,620円
	10時間以上	142,860円	71,430円
空港施設等使用料 (1人当たり1日につき)	2,380円		

備 考

- (1) 基本料金、空港施設等使用料には、消費税及び地方消費税は含まない。
- (2) 撮影料は、料金区分における「基本料金」及び「空港施設等使用料」の合計額とする。

附 則

この撮影料単価表は、2013年9月17日から適用する。

附 則

この撮影料単価表は、2015年4月1日から適用する。